

中学生の部活動を理由とした区域外就学

(市外から韮崎市の中学校へ就学する場合)について

韮崎市では、これまで、区域外就学（市外から韮崎市の中学校への就学）について、一部中学生の部活動を理由とするものを協議の上、許可をしておりましたが、韮崎市立中学校部活動の地域連携・地域移行に伴い、令和8年度入学生徒から部活動を理由とする区域外就学については、認めないこととします。

なお、令和7年度までを韮崎市立中学校部活動の地域連携・地域移行改革推進期間としていることから、令和7年度入学生徒について部活動を理由とする区域外就学を希望される場合は、韮崎市教育委員会 学校教育担当

（0551-45-7208）までご相談ください。令和7年度までに、部活動を理由として区域外就学が許可された場合であっても、令和8年度以降に入学する他のきょうだいについての区域外就学は認められませんのでご了承ください。

令和6年9月2日

韮崎市教育委員会

韮崎市教育委員会 教育課学校教育担当

〒407-8501 韮崎市水神 1-3-1

TEL 0551-45-7208 (直通)